

## 「会計監査六法2019年版」における廃止実務対応報告掲載のお詫び

2019年4月2日  
日本公認会計士協会

「会計監査六法2019年版」（2019年3月発行）に、企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」（2018年2月16日公表）第24項により廃止された次の実務対応報告を掲載しておりましたので、お詫び申し上げます。

該当頁	実務対応報告	表題
2571～2575	第28号	改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い
2576～2579	第29号	改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い

【参考】企業会計基準適用指針第29号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」第24項（2560頁）

24. 本適用指針の公表に伴い、実務対応報告第28号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第28号」という。）及び実務対応報告第29号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第29号」という。）は廃止する。